

日本の福祉の未来を寄付とファンドレイジングで飛躍させるための

戦略ロードマップ

～「お金がない」で諦めない日本の福祉の実現を目指して～

Ver.0.1

2022年2月15日

アジェンダ

1. はじめに
2. 戦略ロードマップ
3. 詳細解説・用語解説等
4. おわりに

1. はじめに

(1) 現状認識

日本の福祉分野の団体・組織（以下、「福祉団体」という）及び福祉専門職では、制度・政策に定められた活動を公的財源によって行うことが一般的である。一方、既存の制度・政策では支援ができない社会問題の場合は、行政、個人、企業、財団等へファンドレイジング（以下、「FR」という）を行い、新たな活動を創って支援を行なうことが求められている。しかし、日本の多くの福祉の現場においては、財政悪化等によって行政による資金支援が得られないケースが増えている今、FRを行う文化が乏しいことも相俟って財源確保ができず、必要な支援ができない状況が多発している。つまりは、**日本の福祉分野では、その社会問題に対する制度・政策がない場合、生活の危機、時には人生の危機にある人や子どもたちに対する支援自体が「諦められる」ことが珍しくないという深刻な状況にある**ということである（活発な活動を行う一部の地域を除く）。この問題は、全ての福祉を公的財源によって賄おうとする限界に加え、ファンドレイザーを設置するなど、本格的にFRを行なっている団体・組織がごく僅かである福祉分野の現状も大きな要因と考えられる。しかし、福祉分野にFRを導入して一般化させるには、戦後から形成された公的責任論を重視しすぎた福祉の文化の常識、公的財源を得て活動することを前提とした福祉専門職教育と団体・組織の運営、FRを想定していない制度や監査及び資金支援の仕組みなど、大きな変革が必要な事項が多く存在している。

1. はじめに

(2) サマリー

本ロードマップでは、**「寄付とFRの普及・定着による『お金がない』で諦めない日本の福祉の実現」**を主たる目標として、ファンドレイザー設置やFRコンサル導入をして、FRを行う福祉団体の拡大に向けた取り組みを行なう。そして、取り組みとしては、福祉分野へのFR実施の概念の導入やFR実施を想定したシステム構築などを行う「環境整備」と、福祉分野で最も難所となる「福祉専門職意識改革」の2点が重要なポイントとなる。

具体的には、「環境整備」では、**「公的責任論だけに囚われがちな業界内の常識の変革を行うため、『民間財源の役割』の定義化などによって新たな財源論のベクトルを作り、FRを行い「公的財源+民間財源」で行う福祉が当たり前になる文化の醸成**を行う。そして、FR導入に対応するため、「FRに利用できる資金の拡大」、「FR実施を阻害する法律やルールの改善」、「福祉分野のFRを学ぶ場や専門カリキュラムづくり」、「倫理規定を整備した福祉団体の増加」など、FR実施を想定したシステム構築を同時進行で進める。また、**「福祉専門職意識改革」は、福祉団体のFRにおいて「労力の9割以上は内部の意識改革」と言われるほどの難所**であり、成功の鍵を握るポイントである。取り組みとしては、「各都道府県で毎年福祉職向けに開催される研修へのFR学習の導入」、「内部理解を得る方法がわかるブックレットの作成・配布」などを行い、内部の意識改革を後押しするほか、「国家資格のカリキュラムやテキストへのFRの導入」「大学等の福祉専門職育成機関でのFR教育導入の拡大」など、福祉専門職の育成段階からFRを学ぶことができるようにし、FRが当たり前の福祉専門職を増やしていく。

これらの2点の重要なポイントを重視し、「福祉団体改革」、「寄付文化の醸成」を加えた4つのカテゴリーからロードマップを進めることにより、福祉分野の歴史に残る重要な変革を起こし、**「全国の福祉団体で当たり前FRが行われ、生活や人生の危機にある人や子どもたちに対して『お金がない』で諦めない福祉」が行われることが通常業務になる社会を実現**する。

2. 戦略ロードマップ (1/2)

カテゴリ	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	目標
	環境整備・創出期		福祉団体・大学等変革期		制度・政策改革期	
骨太のシナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ▶「福祉における民間財源の役割」の定義化に向けた社会的合意形成 ▶社会福祉ファンドレイザー（仮）養成カリキュラムの創設・展開 		<ul style="list-style-type: none"> ▶地元で福祉のFRを学べる都道府県の拡大 ▶大学等の福祉専門職育成機関におけるFR学習導入の普及 ▶オーバーヘッドを認める財団・行政の増加 ▶寄付に関する倫理規程を整備した福祉団体の普及 		<ul style="list-style-type: none"> ▶「福祉における民間財源の役割」の定義化 ▶ファンドレイジングが進みやすくなる制度・税制改革 ▶行政の評価項目へ「FRの取組」導入 	
環境づくり	A. 民間財源の役割が定義され、公的責任論だけに囚われない福祉が行われる文化の醸成					
	① 「福祉における民間財源の役割」の定義化に向けた社会的合意形成			② 「福祉における民間財源の役割」の定義化		
	B. 行政におけるFRに取り組む福祉団体の評価の向上					
	③ 行政が支援する場合の福祉団体の評価項目への「FRへの取組み」の導入					
	C. 福祉団体がFRに使える財源の増加					
	④ 助成金におけるオーバーヘッド・間接経費を認めている財団（オーバーヘッド支援宣言財団）の普及 ⑤ 補助金や委託金等におけるオーバーヘッド・間接経費を認めている行政（オーバーヘッド支援宣言自治体）の普及 ⑥ 組織基盤強化助成金を出す財団の普及 ⑦ FRのための経費の融資する金融機関の普及					
	D. 福祉団体の寄付金募集や業務を阻害している法律やルールの改善					
⑧ 福祉団体がふるさと納税と同等の税制優遇が得られる制度改革 ⑨ 遺贈時におけるみなし譲渡課税の問題が発生する税制の制度改革 ⑩ 社会福祉法122条（共同募金の受配者の寄付金募集禁）の制度改革 ⑪ 行政が福祉団体に指導監督で求める寄付金の事務取扱の緩和						
E. 福祉分野のファンドレイザーが福祉のFRを継続的に学び続けることができる環境の確立						
⑫ 社会福祉ファンドレイザー（仮）養成カリキュラムの創設		⑬ 海外福祉団体のFRを学ぶ研修・視察等の実施				
		⑭ 日本の福祉団体のFR事例を学ぶ研修等の実施				
		⑮ 地元で福祉団体役職員が福祉のFRを学べる都道府県の拡大				
		⑯ 福祉分野のFRに関する調査研究の普及				
⑰ 寄付に関する倫理規定の整備を行なっている福祉団体の普及						
F. 寄付に関する倫理を遵守する福祉サービス提供を行う福祉団体の増加						
				⑱ 福祉団体に対する行政監査項目への「寄付に関する倫理規程の整備」の導入		
						▶寄付とFRの普及・定着による「お金がない」で諦めない日本の福祉の実現 ▶ファンレイザー設置をしてFRに取り組む福祉団体が16%以上になっている ▶ファンドレイザーを設置してFRに取り組む福祉団体の16%以上がFRコンサルを導入している

2. 戦略ロードマップ (2/2)

カテゴリ	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	目標	
福祉専門職 意識改革	G. 各分野の全国的な組織がFRの重要性を明確にしている		⑲ 各分野の全国的な組織が示す方針に「FRへの取り組みの必要性」が記載される			▶寄付とFRの普及・定着による「お金がない」で諦めない日本の福祉の実現 ▶ファンレイザー設置をしてFRに取り組む福祉団体が16%以上になっている ▶ファンドレイザーを設置してFRに取り組む福祉団体の16%以上がFRコンサルを導入している	
	H. 制度では対応できないニーズに対してFRを行い、社会資源開発・改善をして支援を行う文化の醸成			⑳ 精神保健福祉士国家資格の養成カリキュラムへの「福祉活動におけるFRの必要性や理論」の導入			
				㉑ 全ての社会福祉士国家資格テキストに「福祉活動におけるFRの必要性や理論」が記載される			
	⑳ 大学等の福祉専門職育成機関における「FRをして社会資源開発・改善を行う必要性とFR理論」の学習導入の普及						
	㉑ 毎年の福祉団体新人職員向け研修に「FRをして社会資源開発・改善を行う必要性とFR理論」の学習を導入している都道府県の拡大						
㉒ 福祉団体役職員が「FRをして社会資源開発・改善を行う必要性とFR理論」の研修を受けることのできる都道府県の拡大							
㉓ 「福祉団体のためのFR入門ブックレット」発行			I. 内部でFRを否定された時に「理解が得られる返答」ができる人の増加及びFRをするために必要な業務や投資額の目安が周知されている				
			J. FR実施を決意させることのできるインフルエンサーの増加				
㉔ 「地元の福祉団体へのFR普及推進」を事業計画に入れた広域団体のある都道府県の拡大							
福祉団体 改革	K. FRをして運営強化を行う覚悟を持てる経営者及び経営に関わる管理職が就任する体質の福祉団体の増加						
	㉗ 福祉分野におけるFRの知識・経験がある人が優先されて経営者及び経営に携わる管理職になる文化の普及						
	㉘ 福祉分野における高いロイヤルティのある人が経営者及び経営に携わる管理職になる文化の普及						
寄付文化 醸成	L. 福祉団体に寄付が集まりやすくなっている						
	㉙ 企業の職域募金文化の拡大						
	㉚ 企業における寄付つき商品実施文化の拡大						
	㉛ 福祉団体による遺贈相談窓口が設置されている市区町村の拡大						
	㉜ 日本における「有名人・富裕層による寄付」に関する評価の向上						

3. 詳細解説・用語解説等

G. 社会福祉法122条（受配者の寄附金募集の禁止）

- ⑩ 社会福祉法122条には「共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後1年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。」という記載があり、助成金を受ける団体のFRや自立を阻害する要因となっている。

H. 指導監査で求められる寄付金の事務取扱

- ⑪ 過去、社会福祉法人や施設の募金活動には制限やルールがあった名残りなどから、福祉団体では、全ての寄付者（インターネットや振込を含む）の「寄付申込票」の作成（寄付申込書の内容の指示もあり）及び法人代表者の承認（全ての寄付申込書への押印）、一定額以上の寄付の場合のその都度の定められた報告書による行政への報告、同一人からの寄付合計額が一会計年度内に一定額を超えた場合の報告書による行政への報告など、寄付受付についての業務や対象者に関する厳しいルールが一部の地域で残っている。その地域の福祉団体は、これらができていない場合には行政監査で指摘される場合もある。そのため、FRを行う場合の足枷となる大きな業務負担となっており、寄付金の事務取扱の緩和が求められている。

N. 福祉サービス提供組織における寄付に関する倫理

- ⑰ 福祉団体では、福祉サービス提供組織であり、寄付金を受け付ける団体・組織でもあり、さらに時には金銭管理や財産管理を担う立場でもあることから、FRを行う際に遵守すべき倫理が他の分野に比べ多く存在する。日本ファンドレイジング協会全国福祉チャプターでは、全国の福祉団体が倫理規定を作成する際に参考となる「福祉サービス提供組織における寄附に関する倫理規定モデル」を作成しており、その倫理規定モデルを活用しながら、倫理規定整備を行う福祉団体の普及を進めている。

P. 福祉専門職養成カリキュラムへのFR導入

- ⑱ 長年の普及啓発活動の結果、令和元年度改正にて、社会福祉士国家資格の養成課程カリキュラム中に、FRを位置づけることができた(科目：福祉サービスの組織と経営)が、社会福祉士と対をなす精神保健福祉士国家資格の養成課程には、まだ導入ができていない。

T. 福祉団体のためのFR入門ブックレット

- ⑳ 福祉分野においては、「日本には寄付文化はないから成功するはずがない」などといったよく聞く意見に加え、様々な規制やルールがあったことから「福祉団体は寄付を勝手に集めてはいけないことになっている」「福祉団体は寄付金を人件費に使ってはいけない」「寄付金を集めると必ず補助金が減らされるのでFRをしない方がいい」「福祉における寄付金募集の役割は共同募金なので自団体でFRを行う必要はない」などの、福祉団体ならではの様々な「思い込み」によって、内部でFRの取り組みへの意見があっても否定され、FR実施にたどり着くことができない団体・組織が多く存在する。このような時にどのように受け答えすればよいか、また、福祉団体がFRを始めようとした場合にどのような業務や投資が必要かなども理解でき、福祉団体のFRのスタートダッシュを応援する「福祉団体のためのFR入門ブックレット」を作成・発行する。

4. おわりに

(1) 本ロードマップの特徴

・ 皆さまの声で進化を続けます！

このVer.0.1の公開をキックオフとし、今後も様々なダイアログ・対話の場を設けながら皆さまの声をいただき、どんどん進化・発展させていきます。

・ オール・ジャパンで実現を目指します！

本ロードマップは、日本ファンドレイジング協会のみが実現させていくロードマップではありません。多くの方々がロードマップの描く未来に共感し、それぞれのお立場で実現に向け動き出していられることを強く望み、オール・ジャパンで実現していきます。

(2) ご意見を募集しています！

下記のgoogleフォームより、ご意見・ご感想などをお寄せください。

<https://forms.gle/CuS9WoxSL1RfNMXq7>

(3) コンタクト・パーソン

- ・ 久津摩 和弘（一般社団法人日本地域福祉ファンドレイジングネットワーク 理事長）

kuzuma0808@gmail.com

- ・ 佐藤 匠（日本ファンドレイジング協会全国福祉チャプター 事務局スタッフ）

s.takumi.vol@gmail.com

